産業廃棄物処理施設設置許可申請書

年 月 日

大阪市長 殿

(申請者) (〒 -)
住 所 氏 名
法人にあっては、名称 及び代表者の氏名
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置の 許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

川内と文の	1CV 07 C			C 11.	TH C &	7 0		
産業廃棄物処理施設の設置場所								
産業廃棄	物処理施訂							
産業廃棄物	処理施設に							
理する産業原	廃棄物の種	類(当該産						
業廃棄物に	石綿含有產	E 業廃棄物						
が含まれる	場合は、そ	その旨を含						
む。)								
着工	予定年月	目			年	月	日	
使用開	始予定年	三月日			年	月	目	
※ 許	可の年	月日			年	月	日	
※ ⋾	午 可 番	号						
				m ³ /日 ()	時間	t /日()時間
産業廃棄物	加细坛恋の	加细化力		m³/時間			t /時間	
生未用果物	处连旭餀()	火い生化力		面	積		m^2	
				埋 立	容 量		m^3	
	産業廃棄物処理施設の位		つ位置					
	産業廃棄物処理施設の処理力							
	式							
	産業廃棄物処理施設の構造		の構造及					
△産業廃	び設備							
棄物処理	処理に伴い生	量	ţ					
施設の位		処理方法((排出の方					
置、構造等	ずる排法(排出口							
の設置に	ガス及							
関する計	び排水を含む。)		2 11 3 0 /					
画に係る	設計計算上達成することがで							
事項	きる排ガスの性状、放流水の水							
	質その他の生活環境への負荷							
	に関する数値							
	その他産業廃棄物処理施設の							
	構造等に関する事項							
※ 事務処理欄								

△産業廃棄物 処理施設の 持管理に関す る計画に係る 事項	排ガスの性状、放流がについて周辺地域の生保全のため達成するこ数値			
	排ガスの性状及び放うの測定頻度に関する事			
	その他産業廃棄物処理維持管理に関する事項			
△ 災害防止のための計画 (産業廃棄物の最終処分場である場合)				
		区分	自家処理	委託処分
焼却灰等、汚 泥等又は廃石 綿等若しくは 石綿含有産業		処分方法		
廃棄物の溶融	特別管理産業廃棄物	区分	自家処理	委託処分
処理に伴い生 ずる廃棄物の 処分方法		処分方法		
△埋立処分の計画 (最終処分場の場合)				
△産業廃棄物の 関する事項)搬入及び搬出の時間を	 みび方法に		

申	申請者 (個人である場合)						
	(ふりがな)	45	本	籍			
	氏 名	生年月日	住	 所			
	(法人である	5場合)					
	(ふりがな		0.				
		称	住	所			
	·						
法		 第14条第5項1	第2号ハに規定する未成年者で	· ある場合)			
	(個人である		70 1 0 () WALL TO WAL	Э // Ц /			
	(ふりがな)		本	———— 籍			
	氏 名	生年月日					
	74		ļ.L.	121			
		-					
	 (法人である						
 	(伝入しめる)						
		称	住	所			
	41	421					
		ナーベキフ担人)					
	役員(法定代理人が			hots:			
	(ふりがな)	生年月日	本				
	氏 名	役職名•呼称	住	所			
役							
	(ふりがな)	生年月日	本	籍			
	氏 名	役職名・呼称	住	所			
$oldsymbol{\sqcup}$							

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数		7	株	出資の額		円
(ふりがな)	生年月日	保有する株式の 又は出資の金額		本		籍
氏名又は名称		割	合	住		所
令第6条の10に規定	する使用人(申	請者に当記	該使用。	人がある場合)		
(ふりがな)	生年月日			本	籍	
氏 名	役職名•呼称		,	住	所	

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 産業廃棄物処理施設の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 産業廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 4 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 焼却灰等の処分方法は、令第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第12号及び第13号の2に掲げる施設の 場合に記入すること。
- 6 汚泥等の処分方法は、令第7条第4号、第6号及び第11号に掲げる施設の場合に記入すること。
- 7 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法は、令第7条第11号の2に掲げる施設の場合に記入すること。
- 8 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載 することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 9 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、 顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準 ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 10 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※ 手数料欄